

特別委員会からの御意見の反映状況等
【H28.11.11第3回総合計画検討特別委員会】

これまでの審議会での審議内容を踏まえた
現段階での本市の見解。
→第4回特別委員会(H29.2.10予定)で報告予定

資料 5

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
1	基本構想 全体	基本構想での「市民」の定義も当然に、吹田市自治基本条例第3条に規定する「市民」の定義（市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。）と同一でよいか。そうであるなら、その点を十分に踏まえて、基本構想の中身を確認、再検討することが妥当と考えられる	自治基本条例における「市民」の定義を踏まえ検討を行っています。	-	
2	基本構想 全体	憲法が要求している地方自治の本旨からも、市民の多数が満足しているからこのままでよいというわけではなく、少数の市民の意見を拾い上げ、尊重していけるような、尊重していく基本構想であるべきである（市民意識調査のアンケート等での、例えば住みやすさの理由の一番と住みにくさの理由の一番が同じ理由の点など）	少数意見も含め、さまざまな御意見を踏まえるため、引き続きアンケート等の分析に努めます。	-	
3	基本構想 全体	審議会ですまず議論頂きたいのは、そもそも基本構想の果たすべき役割についてである。平成30年度から平成39年度という10年間を経た吹田市が目指すべき将来像を明確に描いてこそ基本構想を策定する意味があると考え。企業においても、団体においても組織が能動的かつ積極的に機能するためには理念こそが重要である。P11に「総合計画の位置づけと役割」、総合計画における基本構想の趣旨が書かれているが、多額の委託料を掛けて策定する総合計画のそもそもの趣旨及びそれが果たすべき役割について改めて議論頂きたい	第2回審議会（H28.11.28）において、総合計画の役割については、様々な前提条件を踏まえ、長期的な取組の方向や目標等を示すものとして、議論を行いました。	-	

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
4	基本構想全体	全体的にどの文言も非常にきれいで異論のつけようがないが、だからこそ誰の心にも触れないものになっていないかと懸念する。冒頭にも述べたが、今後の施策の基礎となる非常に重要な理念が基本構想であると捉えており、将来ビジョンで掲げるキャッチフレーズは市民がしっかりと理解し共有できるものでなければならない。我が市は、魅力的で、流入人口が多く、北摂だけでなく大阪府、ひいては日本のモデル自治体となる大きな可能性を持った自治体である。また、中核市を目指し日本を先駆ける先進自治体としての意欲を持っているからこそ、それにふさわしい基本構想、将来ビジョンを立てるべきではないか	キャッチフレーズ等については、必要性や示し方について議論を行うとともに、本市にふさわしい基本構想となるよう、引き続き検討を進めます。	-	
5	基本構想全体	基本構想においても、重点戦略など、ビジョンを描くに当たって特筆する分野をつくってはどうか。例えば、資料7の分析報告書(案)P11には優先して実施すべき分野で「子どもを育てる環境」、「学校教育」、「地震や水害などに対する防災対策」が高い数値を示している。また、平成26年度市民意識調査では、重要度が高く、満足度が低い項目としては、「効率的な行財政運営」、「市職員の育成」、「市の窓口サービスの満足度」、「生活を支える社会保障」、「雇用・就労の促進」が挙げられている。市民が求める姿を基本構想に落とし込むことも必要ではないか	基本構想については、今後の取組の大きな方向性を示し、重点分野を示すことや各分野における課題と取り組むべき施策については、市民意識調査等を参考にしながら基本計画等で検討します。	-	
6	基本構想全体	時代の流れに施策が追いついていけないことがよくある。「どうなったから、こうする」ではなく、「こうなりそうだから、こうする」など、必要に応じて早い段階での判断をお願いしたい。状況に変化が生じれば、素早く変更できるような一文を入れておいていただきたい	基本構想については、今後10年間の取組の方向性を示すものとし、状況の変化が生じた際には、個別計画で柔軟に対応します。また、必要に応じて基本計画の見直しを行います。	-	

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
7	基本構想全体	<p>「成熟社会」の定義を明記すべきである (参考)成熟した社会とは、社会が暗黙知としての一様のサクセスストーリーを持たず、多様な生き方をする個人の人権を尊重する社会と考えております。 そして、経済的な豊かさのみを求めず、人とのつながりや信頼関係、社会から必要とされることなど、見えない財産に価値を置く生き方を選択する社会、そのことに多くの人が豊かさを感じる社会のことをイメージをしております(平成27年7月本会議市長答弁)</p>	<p>持続可能なまちづくり等の考え方について、わかりやすく示すよう、以下のとおり修正します。 【修正内容】 (修正前)「そのような時代の変化の中で、<u>安心安全や生活の質を重視した成熟社会をめざし、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいく必要があります。</u>」 ↓ (修正後)「そのような時代の変化の中で、<u>市民一人ひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を築き、それを将来世代に引き継ぐことができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。</u>」</p>	P.2 「I.策定の趣旨」 第3段落	No.7 No.8 No.12 No.14 を合わせて対応
8	基本構想全体	<p>「真の豊かさ」について記載すべきである (参考①)私が描く本市の将来像は、「誰もが自分らしく生き、一人ひとりの人権が尊重される、真の豊かさに満ちた成熟社会」です。(平成27年7月施政方針) (参考②)私は、本市が「誰もが自分らしく生き、一人ひとりの人権が尊重される、真の豊かさに満ちた成熟社会」への道を将来にわたって歩んでいけるよう、着実に施策を推進してまいります。(平成28年3月施政方針)</p>	<p>(修正後)「そのような時代の変化の中で、<u>市民一人ひとりが安心安全で豊かな生活を実感できる社会を築き、それを将来世代に引き継ぐことができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。</u>」</p>		
9	基本構想全体	<p>「吹田ブランド」の記載がない (参考)「福祉と医療」、「教育、文化、スポーツ」、「高質で安全なまち」、そして「市民力、地域力」は、本市のブランドであり、誇りです。私は、我が国が目指すべき成熟した社会のトップランナー自治体の長として、これらの吹田ブランドをさらに強化し、10年後、20年後の市民に対してもしっかりと行政責任を果たしてまいりたいと存じます。(平成27年7月施政方針)</p>	<p>将来像において、本市の魅力を総合力の高いまちづくりとし、将来世代へつなぐ必要があることを示しています。</p>	-	

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
10	基本構想全体	「大学のあるまち」の特徴を活かすことに触れていない	大学のあるまちについて、「吹田市の特徴」において強調して示すとともに、大学のあるまちを生かしたまちづくりの方向性について大綱7に盛り込みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・P5 「(2)大学・研究機関・文化の充実したまち」1文目 ・P18 大綱7【都市魅力】 	
11	基本構想全体	吹田市の現状として、空き家の増加や自治会加入率の低下など、負の側面も記載すべきではないか	基本構想については、今後の取組の大きな方向性を示し、各分野における課題と取り組むべき施策については基本計画等で検討します。	-	
12	基本構想全体	「持続可能なまちづくり」の定義を明確にすべきである。財政面のみならず、環境、貧困、人権、平和なども網羅した概念であることに言及してほしい	(参照) No.7	P.2 「I.策定の趣旨」第3段落	No.7 No.8 No.12 No.14 を合わせて対応
13	基本構想全体	本市における格差と貧困の広がり、更に二極化していく市民の生活実態を踏まえ、基本的人権を尊重し保障する市の役割、責任を明記すべきである。市民と行政との協働は、その後の作業ではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の視点は大綱1、福祉の視点は 大綱3で記載しています。 ・なお、生活困窮者への支援等の具体的な取組については、基本計画等で検討します。 	-	

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
14	基本構想全体	全体として、印象に残る点がない。当面人口増が続く市として、何を中核に持続可能をいうのか。将来像が「持続可能」というのは「現状維持」と同義にならないか。具体的なイメージが共有できる表現を(例えば、「子育てするなら吹田」、「福祉の吹田」という表し方は非常にシンプルで、今なお使われる表現として生きている)	(参照) No.7	P.2 「I.策定の趣旨」 第3段落	No.7 No.8 No.12 No.14 を合わせて対応
15	基本構想全体	基本構想の段階で、10年後の様々な事象がイメージできているのか(描けているのか) また、イメージしているのであれば、どのようにイメージしているのか	基本構想では、今後、少子高齢化の進展や公共施設の老朽化への対応が必要となることなど、今後の取組の大きな方向性を示しており、各分野における課題や取り組むべき施策については、基本計画等で検討します。	-	
16	基本構想全体	第3次総合計画に基づく期間で、何が行われてきたか、何を行ってきたか、行政や議会、あるいは社会として、簡単に触れる(記す)ところがあるのもよいのではないか。その上で、今後10年へのイメージ、あるいはどう変えていくかを分かりやすく記した方がよいのではないか	第3次総合計画における主な取組や成果等については、課題検討集(案)として別途整理をしており、それを踏まえた検討を行っています。	-	
17	基本構想全体	第4次総合計画である以上、現状も重要であるが、これからの10年あるいは20年に向けた姿勢がもっと全体の中で盛り込まれてもよいのではないか	将来像において「本計画の目標年次である10年後よりもさらに先の未来を見据えたいと、…」と記載しています。	-	
18	構成と期間	P11 PDCAとローリング方式の違いと、それぞれの意味の説明をしてはどうか	必要に応じて用語解説を示します。	P.11	

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
19	将来像	P12 「1. 将来像」の2段落目、2行目の「北大阪健康医療都市」の後に「(健都)」を付け加えてはどうか	「北大阪健康医療都市(健都)」とします。	P.12 「1.将来像」 第2段落	
20	将来像	P12 「1. 将来像」の3段落目、3行目の「さまざまな問題」、この表現では抽象的過ぎるのではないか。具体的な文言を入れてはどうか	具体例を記載します。 【修正後】 「…社会保障費の増大などさまざまな問題に直面していくこととなります。」	P.12 「1.将来像」 第3段落	
21	将来像	総合計画の中の「将来像」の箇所に、「市民自治」の文言やそれにかかる明確な内容がない。吹田市自治基本条例の前文のほか、その第2条で「この条例は、本市における市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。」と規定されている。そうであるなら、大綱1に掲げるだけでなく、将来像の冒頭にも、「市民自治」について明記すべきではないか。実際、第3次総合計画では、「将来像」の箇所に明記されている また、「何らかの機会を通じて市政に参画したことがある市民の割合」(資料6の課題検討集(案)P41の指標参照)は、減少している点からも当然に求められる	将来像に市民自治の理念を盛り込みます。 【修正内容】 (修正前)「…市民と行政との協働によるまちづくりを進めていくことが重要です。」 ↓ (修正後)「…市民と行政との協働による取組など市民自治の理念に基づいたまちづくりを進めていくことが重要です。」	P.12 「1.将来像」 第4段落	No.21 No.26 を合わせて対応
22	将来像	「ずっと暮らしやすいまち 吹田」という表現の意図や内容を市民に分かりやすく具体的に基本構想に記載すべきである。その他、言葉自体は簡易であっても具体性に欠ける記載を安易にするべきではない	将来像の考え方を集約したものであることがわかりやすくなるよう、キャッチフレーズのあり方や内容を含め、引き続き検討を進めます。	-	No.22 No.30 を合わせて対応

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
23	将来像	ある環境フォーラムでの市長の発言より、『トリプルボトムライン(企業活動を持続的発展の観点から、経済だけでなく、環境と社会の側面からも総合的に評価する考え方のこと)という指標がある。企業の評価をするときと同様に行政や地域の在り方についても同じようにこの三つで評価していいの。吹田市ではそれに異を唱えている。環境基本計画の中では「基盤となるのは環境であって社会と経済はその上に乗ってる」と明確にいました。「環境まちづくり」ということばを盛んに使ってるのはそういう意味です。まちづくりはあくまでも環境が基盤です。そして、具体的なツールとして環境影響評価条例を持っている。』このような発言からも、これから都市開発が進む本市における将来像や大綱6【都市形成】においても「環境まちづくり」として基本構想において環境を基盤に考えていることをうたっておくべきではないか	<ul style="list-style-type: none"> 環境分野については大綱5に位置づけるとともに、各大綱については、各分野の方向性の整合を図りながら、分野を超えた連携を行っていくこととしています。 また、大綱6の都市形成においても、「環境負荷の軽減などに配慮しながら」といった視点を盛り込んでいます。 	-	
24	将来像	趣旨の後に議論頂きたいのは、素案がその趣旨に一致しているか、そして一致させるためにはどのような文言等が必要かということである。P12に書かれている「1. 将来像」を読んで10年後の吹田を①市民がイメージして様々な活動を行い、②職員が明確なビジョンを基に日々の業務に取り組むことができるかを考えていただきたい。また、そのためにはどの程度具体化した将来像を描くべきかを議論頂きたい	将来像等について、市民・職員がイメージしやすい内容となるよう、引き続き検討を進めます。	-	No.3から続く御意見
25	将来像	「暮らしやすい」という表現では、在住者のみを対象としたものに勘違いされないか。市民に含まれる通勤者や通学者も含む概念として説明を加えるなど工夫が必要である	住民以外の市民の目線も踏まえたものとなるよう、キャッチフレーズのあり方や内容を含め、引き続き検討を進めます。	-	No.25 No.27 を合わせて対応

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
26	将来像	「吹田市の将来像」の中に「自治組織」に関して記載すべきではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・(参照) No.21 ・なお、基本構想では今後の取組の大きな方向性を示し、各分野における課題や取り組むべき施策については、基本計画等で検討します。 	P.12 「1.将来像」 第4段落	No.21 No.26 を合わせて対応
27	将来像	「ずっと暮らしやすいまち 吹田」、暮らしている人だけの目線ではなく、産業界、学生等にも感じられるキャッチにすべきである	(参照) No.25	-	No.25 No.27 を合わせて対応
28	将来像	P.12 「吹田市の将来像」、5段落目。目指す方向についての記述の部分に、先人の取組、歴代の市政・市議会が取り組んできた努力について記載すべきである。例えば、三つの「都市宣言」の取組	都市宣言は、本市のめざす方向性の前提となることから、序論において策定の背景として記載します。	P.3 序論 「Ⅱ. 策定の背景」 「1.吹田市の概要」 (3) 都市宣言	No.28 No.43 No.44 No.45 No.46 を合わせて対応
29	将来像	P.12 「1. 将来像」の3段落目、人口増に触れている。推計では2027年時点でも増加傾向が続く。しかし、一般的に「少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測・・・」として、本市の <u>他市にない特殊な人口動向</u> の考え方については記述されていない。この人口増加傾向をどう捉えるか、考察が必要である	当面は本市の総人口は増加するものの、人口が増加している期間も少子高齢化が進むことなど、基本構想においては大きな人口動向の予測について記載しています。人口増加をどのように捉えるかは、分野や局面によって様々であり、引き続き分析に努めます。	-	
30	将来像	「ずっと暮らしやすいまち 吹田」のキャッチコピーに集約される将来像には、市の施策の課題を軽視し、持続可能性のみに重点が置かれている感を抱く。「今」を的確に捉えてこそ、確実な「あす」を提示できるのではないか。課題認識を踏まえるべきである	(参照) No.22	-	No.22 No.30 を合わせて対応

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
31	人口	第4次総合計画の人口推計に開発推計が見込まれている。これにより、これまでの計画とのそごは生じてくると思われる。したがって、実行中の各分野の基本計画等との調整、修正が必要となることが生じるはずである。その点についても十分に意識しながら議論を進めることが求められる	各分野の取組においても、第4次総合計画における将来人口等の考え方を踏まえる必要があることから、人口推計の位置づけについて記載します。	P.13 「2.将来人口」	
32	人口	将来的に吹田市の適正人口を表記すべきである	第1回専門部会（H28.12.22）の議論においては、今後予測される人口増のピークについては、都市として対応できる許容範囲内である、また、現段階で総合計画において人口の適正値を一概に設定することは困難である、等の意見がありました。	-	
33	都市空間の将来像	P14 「3. 都市空間」の項目で、「適切な土地利用誘導を行う」とはどのようなことか、市民には理解しにくいのではないのか			
34	都市空間の将来像	P14 「3. 都市空間」の項目で、「都市機能」とは何なのか。「立地の適正化」とはどのようなことなのか。市民が理解できる表現にすべきである	第2回専門部会（H29.1.13）においても、都市空間の内容について市民にわかりやすくなるよう工夫が必要という御意見をいただいております。示し方を見直す予定です。	-	No.33 No.34 No.35 を合わせて対応
35	都市空間の将来像	P14 「(1) 地域ごとの特徴ある拠点市街地の形成」の項目で、「拠点市街地」、「都市拠点」、「地域拠点」の三つの表現があるが、その違いを市民は理解できるのか。また、ここに記載している駅だけでよいのか			
36	都市空間の将来像	「3. 都市空間」についても同様に、将来像を実現するためにどのような都市空間を形成すべきかが明確でなければ、地域拠点を定める意味と形成すべきネットワークの方向性についても描けないと考えるが、基本計画に落とし込む前のビジョンの在り方について検討頂きたい	都市計画マスタープランの考え方等を踏まえながら、引き続き、都市空間の示し方等について、検討を進めます。	-	No.24 から続く御意見

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
37	都市空間の将来像	「図表Ⅲ－２ 吹田市の将来空間」の図中の「吹田操車場跡地」は「北大阪健康医療都市（健都）」と記載した方がよい	「北大阪健康医療都市（健都）」に修正します。	P.15 図表Ⅲ-3	
38	都市空間の将来像	都市拠点の江坂駅周辺とJR吹田駅周辺とは区別すべきである。その上で吹田市の中心軸たる拠点整備が必要である	市内の5地域を都市拠点と位置づけ、その形成については、地域ごとの特性を踏まえ拠点にふさわしい市街地をめざすこととしています。	-	
39	施策の大綱	P16からの「施策の大綱」については、基本計画、実施計画に落とし込まれる個別の施策や業務、市民活動が大綱を具体的にイメージしながら推進できるものになっているかについて議論頂きたい。計画策定からの10年間には2025年問題の到来や、人口推計にあるとおり社会的要因によって更なる増加が見込まれている。各施策ごとに吹田特有の課題があり、その解決した後の理想的な姿をより具体的に描くべきと考えるが、現在では一切触れられていない。施策の大綱のあるべき姿についても議論頂きたい	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想では今後の取組の大きな方向性を示し、各分野における課題や取り組むべき施策については、基本計画等で検討します。 各分野でめざす将来像がイメージしやすくなるよう、示し方等について、引き続き検討を進めます。 	-	No.36 から続く御意見
40	施策の大綱	施策の大綱における項目は「人権・市民自治」や「防災・防犯」など、分野が書かれているが、ここにこそ各分野ごとの目指すべき具体像（キャッチフレーズ）を描くべきではないか。吹田市の魅力が総合力であるならば、各分野の将来像が合わさったものが現在「ずっと暮らしやすいまち吹田」と仮に置かれている将来像として置かれると、より分かりやすい			

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
41	施策の大綱	子供の権利についての記載がない。大綱1【人権・市民自治】、若しくは(あるいは、とともに)、大綱4【子育て・教育】の中に「子どもの権利条約」に基づく、子供の有する権利の尊重を盛り込んでどうか	大綱4で、子どもの権利の尊重について、盛り込みます。 【修正内容】 (修正前)「…すべての子どもが豊かに学ぶことができるよう…」 ↓ (修正後)「…すべての子どもの <u>育ちが尊重</u> されるとともに、豊かに学ぶことができるよう」	P.17 大綱4	
42	大綱1	P17 大綱1【人権・市民自治】、本市の人権施策基本方針に基づいた理念を記載すべきではないか	大綱1については、人権施策基本方針も含め、関連する個別計画等との整合を図りながら検討し、まとめたものとなっています。	-	
43	大綱1	P17 大綱1【人権・市民自治】、基本的な構成部分なので、日本国憲法に基づくこと。非核平和都市宣言など、平和を希求することについて記述を加える	(参照) No.28	P.3 序論 「Ⅱ. 策定の背景」 「1.吹田市の概要」 (3)都市宣言	No.28 No.43 No.44 No.45 No.46 を合わせて対応
44	大綱2	P17 大綱2【防災・防犯】、「安心安全の都市(まち)づくり」宣言に触れるべきである。3行目、「だれもが安心して」を「だれもが安全で安心して」に変えた方がよい	<ul style="list-style-type: none"> (参照) No.28 大綱2で「安全」の文言を追加します。 【修正後】 「…だれもが安心して<u>安全に</u>暮らせるまちをめざします。」 	<ul style="list-style-type: none"> P.3 序論 「Ⅱ. 策定の背景」 「1.吹田市の概要」 (3)都市宣言 P.17 大綱2 	No.28 No.43 No.44 No.45 No.46 を合わせて対応

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
45	大綱2	P17 大綱2【防災・防犯】、「安心安全の都市(まち)づくり宣言」によるまちづくりを進めるとの記述を加える	(参照) No.28	P.3 序論 「Ⅱ. 策定の背景」 「1.吹田市の概要」 (3)都市宣言	No.28 No.43 No.44 No.45 No.46 を合わせて対応
46	大綱3	P17 大綱3【福祉・健康】、「健康づくり都市宣言」によるまちづくりを進めるとの記述を加える			
47	大綱3	P17 大綱3【福祉・健康】、「障害者権利条約」、「バリアフリー法」、「障害者総合支援法」の制定等があったので、具体の条約について記述等を加える	関連法や関連条例等については基本計画等で掲載することを検討します。	-	No.47 No.49 を合わせて対応
48	大綱4	大綱4【子育て・教育】の(想定される施策)について、「配慮が必要な子ども」との記載があるが、なぜそのような書きぶりなのか。内閣府の子ども・子育て支援新制度においては、「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。」という考え方に基づいて制度が確立されたとある。再考すべきと考える	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される施策については、第3次総合計画の施策体系等を考慮のうえ、暫定的に記載しているものであり、今後、基本計画を検討する中で施策体系や施策の名称等を整理し、改めて示し方や文言についても検討します。 ・なお、大綱4については、子ども・子育て支援事業計画も含め各分野の個別計画等との整合を図りながら検討し、まとめたものとなっています。 	-	
49	大綱7	P18 大綱7【都市魅力】、地域経済の活性化、雇用の安定は吹田市の発展にとって主要な課題の一つ。「吹田市産業振興条例」によるまちづくりを進めるとの記述を加える	(参照) No.47	-	No.47 No.49 を合わせて対応

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
50	大綱8	職員の意識改革については、まず吹田市総務部が法律に上位する国際条約や吹田市個人情報保護条例に反する違法行為を認め、反省することからしか始まらない。市民の市に対する願いは、法令を遵守し、市民の権利が尊重された民主主義的な市政運営にほかならない。違法性の高い行為ばかりを生じさせる市の姿勢に、市民の不信は大きなものとなってきている。それゆえ、総合計画を策定するならば、職員の意識改革においても市民とともに考えるべきである	基本構想では今後の取組の大きな方向性を示し、人材（職員）育成など、各分野における課題や取り組むべき施策については、基本計画等で検討します。	-	
51	進行管理	総合計画が開始されれば議会に対し年1回の進捗状況の報告を行う	進行管理の手法等について、引き続き検討を進めます。	-	
52	序論	P6 「(3)暮らしを支える生活関連施設」の項目で、各施設の説明だけで、それらの施設の目的である「子育て支援」、「地域福祉の拠点」、「生涯学習や生涯スポーツの振興」、「コミュニティの形成」に寄与していることを付け加えてはどうか	生活関連施設の例を挙げ、さまざまな公共施設が暮らしを支えていることを簡潔に示しています。	-	
53	序論	P8 「(2)経済情勢と雇用環境の変化」の項目で、「雇用形態が変化してきています。」で終わっている。だから、どうする必要があるという対応まで記載すべきではないか	対応を記載します。 【修正後】 「…雇用形態が変化してきています。そのような状況において、安心して働きながら暮らすことができる環境の整備が求められています。」	P.8 「3. 吹田市を取り巻く社会潮流」 「(2)経済情勢と雇用環境の変化」	

No.	区分	御意見	基本構想(素案)【H29.1.24版】への反映状況等		備考
				反映箇所	
54	序論	P8 「(3) 安心安全に対する意識の高まり」の項目に「阪神・淡路大震災」の文言を付け加えてはどうか 「(6) 地方分権の推進と市民によるまちづくり」の項目で、行政による市民自治への取組において、地域のコミュニティ組織、市民団体、NPOの必要性を述べるだけで行政として消極的なのが気になる。具体的取組を付け加えてはどうか	<ul style="list-style-type: none"> 社会潮流については、できる限り簡潔にまとめるとともに、第3次総合計画策定以降の状況を中心に記載する観点から、「阪神・淡路大震災」については記載していません。 また、社会潮流については一般的な社会情勢をまとめており、本市の取組の方向性等については施策の大綱や基本計画で示します。 	-	
55	序論	「温暖化対策により低炭素社会の構築を進める」は因果関係がおかしいのではないかと	以下のとおり修正します。 【修正後】 「持続可能な社会の実現に向け、 <u>低炭素社会への転換を進める</u> ほか、…」	P.8 「3. 吹田市を取り巻く社会潮流」 「(4) 環境問題への対応」	
56	序論	「国による地方分権改革が着実に進められ、」は適切な本市としての見解なのか	以下のとおり修正します。 【修正後】 「 <u>国による地方分権改革が進められる</u> なか、…」	P.9 「(6) 地方分権の推進と市民によるまちづくり」	
57	その他	課題検討集(案) P70 (章)「基本計画推進のために」、(節)「行政構造の改革/計画的な行財政運営の推進」に関して、今後の課題として公共施設に関する取組について、多少「どのように…」という意味で分かりやすく表現した方がよいのではないかと	課題検討集(案)等の基礎資料について、わかりやすい記載となるよう、適宜、修正を行います。	-	